（必要な表示事項）

第３条　事業者は、マーガリン類の容器包装（食品衛生法（昭和22年法律第233号）第４条第５項に規定する容器包装をいう。以下同じ。）に、次に掲げる事項を、マーガリン類の表示に関する公正競争規約施行規則（以下「施行規則」という。）に定めるところにより、邦文で見やすい場所に明瞭に一括して表示しなければならない。ただし、容器包装の面積が30平方センチメートル以下であるものは、原材料名の表示事項を省略することができる。

⑴・⑵　（略）

⑶　原材料名

⑷　添加物

⑸　原料原産地名

⑹　（略）

⑺　（略）

⑻　保存の方法

⑼　（略）

⑽　（略）

⑾　製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称

⑿　栄養成分の量及び熱量

２　前項第１号に規定する名称の用語は、前項の規定のほか、食品表示基準第８条及び別表第20の規定に基づき、商品名の表示された場所に近接した場所に、背景の色と対照的な色で日本産業規格Ｚ8305（1962）に規定する14ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた文字で表示しなければならない。ただし、商品名に「○○マーガリン」、「○○ファットスプレッド」等名称の用語を使用しているものにあっては、この限りでない。

３・４　（略）

５　次に掲げる事項は、施行規則に定めるところにより表示しなければならない。

⑴　アレルゲン

⑵　Ｌ―フェニルアラニン化合物を含む旨

（特定事項の表示基準）

第４条　事業者は、マーガリン類について、次の各号に掲げる事項を表示する場合には、当該各号に定めるところによらなければならない。

⑴　原料油脂名を用いた商品名

原料油脂名を用いて商品名を表示する場合には、原料油脂のうち当該油脂が70％以上含有していなければならない。

⑵　（略）

⑶　植物性に関する事項

植物性である旨を表示する場合には、原料油脂のうち植物性油脂の占める割合が、100％でなければならない。なお、第２条第１項第２号イに定めるファットスプレッドにあっては、これに加えて、動物性の風味原料を使用しないものでなければならない。

⑷　特定の栄養成分に関する事項

特定の栄養成分について、含有量が多い旨又は少ない旨を表示する場合には、食品表示基準第７条に基づき表示する。

（必要な表示事項）

第３条　事業者は、マーガリン類の容器又は包装に、次に掲げる事項を、マーガリン類の表示に関する公正競争規約施行規則（以下「施行規則」という。）に定めるところにより、邦文で見やすい場所に明りように一括して表示しなければならない。ただし、容器又は包装の面積が30平方センチメートル以下であるものは、原材料名、賞味期限及び保存方法の表示事項を省略することができる。

⑴・⑵　（略）

⑶　原材料名（食品添加物を含む。）

⑷　（略）

⑸　（略）

⑹　保存方法

⑺　（略）

⑻　（略）

２　前項第１号に規定する名称の用語は、前項の規定のほか、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「ＪＡＳ法」という。）に基づくマーガリン類品質表示基準（平成12年農林水産省告示第1675号）第５条の規定に基づき、商品名の表示された場所に近接した場所に、背景の色と対照的な色で日本工業規格Ｚ8305（1962）に規定する14ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた活字で表示しなければならない。ただし、商品名に「○○マーガリン」、「○○ファットスプレッド」等名称の用語を使用しているものにあっては、この限りでない。

３・４　（略）

（特定事項の表示基準）

第４条　事業者は、マーガリン類について、次の各号に掲げる事項を表示する場合には、当該各号に定めるところによらなければならない。

⑴　原料油脂名を用いた商品名

原料油脂名を用いて商品名を表示する場合には、原料油脂のうち当該油脂が70パーセント以上含有していなければならない。

⑵　（略）

⑶　植物性に関する事項

植物性である旨を表示する場合には、原料油脂のうち植物性油脂の占める割合が、100パーセントでなければならない。なお、第２条第１項第２号イに定めるファットスプレッドにあつては、これに加えて、動物性の風味原料を使用しないものでなければならない。

⑷　特定の栄養成分に関する事項

特定の栄養成分について、含有量が多い旨又は少ない旨を表示する場合には、健康増進法（平成14年法律第103号）に基づく栄養表示基準（平成15年厚生労働省告示第176号）に基づき表示する。